# 令和７年度　第３回秋葉警察署協議会議事概要

| | | | |
|---|---|---|---|
| 開催日時 | 令和７年12月16日（火）午後２時05分から午後４時00分まで | | |
| 開催場所 | 秋葉警察署講堂 | | |
| 出席者 | 委員（定数７人） | 川名会長　髙橋（健）副会長　今里委員<br>佐藤委員　髙塚委員　髙橋（穣）委員<br>渡邊委員<br>（会長・副会長以下50音順） | 計７人 |
| | 警察 | 山﨑署長　菅原副署長　仙田会計課長<br>岡村生活安全課長　本多地域課長<br>廣川刑事課長　後藤交通課長　齊藤警備課長<br>警務課長 | 計９人 |

## 管内の治安情勢

署長から、令和７年10月末現在の管内の治安情勢について、資料に基づき説明があった。

## 重点事項に対する業務推進状況

署長等から、前回答申した重点推進項目の取組状況について説明があった。

**１　特殊詐欺被害及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺防止対策の強化**

(1) 被害防止対策

ア　10月13日、「特殊詐欺にあっかんべーカリー」と題して詐欺防止とパンを掛け、地元事業所の協力を得てオリジナルパンを200個配布した。

イ　９、10月、国際電話利用休止申込支援ブースを設置し、区役所や各イベント時に申込支援を行った。同期間中の申し込み件数が県内各警察署と比較すると上位の申し込み件数となった。

ウ　12月３日、地元企業から「特殊詐欺をからしめろ」と題した特撰和からしの寄贈を受け、防犯啓発品として配布した。

(2) 各種会合・講話

ア　10月５日、秋葉区マラソン大会において特殊詐欺被害防止Ｔシャツを着用した署員が参加し、被害防止広報を行うとともに出場者に対する講話を行った。

イ　地元ラジオに出演し、ニセ警察官などの手口や国際電話利用休止の説明などの広報を実施した。

ウ　地元金融機関において特殊詐欺被害防止声掛けの訓練を実施した。

(3) 特殊詐欺未然防止表彰

９月10日、地元金融機関に対し特殊詐欺等未然防止の感謝状を贈呈した。

**２　自転車盗難等被害防止対策**

(1) 地元公共施設において開催された各イベントに参加し、チラシや啓発品を配布した。

(2) 12月３日、地元NPO法人から「鍵を掛けクッキーりとした防犯を」をテーマに特製鍵型クッキーの寄贈を受け、防犯啓発品として配布した。

(3) 管内において、パトカーによる駐輪場パトロールや鍵掛札の取り付けなどを実施した。

**３　行楽期の交通事故防止対策**

(1) 秋の全国交通安全運動

○　実施期間　９月21日（日）から30日（火）までの10日間

○　スローガン　『秋の道　早めのライトと　反射材』

○　運動重点　横断歩行者の安全確保～渡るよサインの活用

・　交通安全教育の推進

・　歩行者に対する街頭指導の推進

・　反射材用品等の着用促進

・　交通指導取締り等の強化

を実施した。

ア　９月22日、管内主要道路において街頭指導所を開設し、交通安全協会員、安全運転管理者協会員、秋葉区役所職員と共に、通行車両に対して「花の種」や反射材を配布するなどの交通安全広報を実施した。

イ　９月26日、管内保育園の園児20人を「ちびっ子１日お巡りさん」に委嘱して「Ｓ：ストップ、Ｌ：ルック作戦」を宣言するとともに、管内大型商業施設において園児が買い物客に対し「交通安全」を呼び掛けた。

(2) 10月９日午前、管内自動車学校において、高齢者対象の教習車を使用した実技指導、大学生による反応速度等の測定、交通安全講話を実施した。

また、同日午後、事業所を対象に教習車を使用した実技指導、ＫＹＴ機器を使用した危険予測トレーニング、安全講話を実施した。

(3) 10月22日、管内の高齢者宅を訪問し、反射材シールを直接靴に貼り、明るい服装での外出の呼び掛けを実施した。

(4) その他、防災イベント、ゲートボール大会での交通安全広報を実施した。

**諮問**

署長から、当面の重点推進事項について次のとおり諮問があった。

**１　特殊詐欺被害及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺防止対策の強化**

**２　自転車盗難等被害防止対策**

**３　冬の交通事故防止対策**

(1) 横断歩行者の交通事故防止

(2) 飲酒運転の根絶

**答申**

質疑の後、秋葉警察署協議会として協議、検討した結果、諮問のとおり推進するよう答申した。

**意見・要望・質疑等（〇は署長等の説明）**

1　令和８年に道路交通法が改正され、自転車関連や生活道路の法定速度などで多くの変更があると聞いている。自転車関連は幅広い年代が対象となるため、秋葉署管内でも重点的な広報を進めていただきたい。

〇　各年代、運転者、歩行者等、それぞれに応じた分かりやすい広報に努めてまいります。

2　私の職場の職員からあおり運転を受けたという人が職場に来た。事実関係が分からず対応に苦慮したが、どのような場合に警察へ通報したらよいか。

〇　冷静な話し合いができず業務に支障が出るようであれば警察へ連絡していただきたいと思います。また、危害を受けそうになるなど緊急の場合は110番通報をお願いします。

**速度等取締り指針の策定**

交通課長から、交通事故発生実態に合わせた速度等取締りを実施する旨の説明があり、了承した。

**その他**

会議終了後、通信指令・無線通話技能競技会デモンストレーションを見学した。